

年金原資保証型変額個人年金保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 特別勘定および積立金

- 第1条 特別勘定
- 第2条 特別勘定群および特別勘定群に含まれる特別勘定の種類
- 第3条 特別勘定の指定
- 第4条 積立金
- 第5条 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転

2. 用語の意義、年金額および年金の種類

- 第6条 用語の意義
- 第7条 年金額
- 第8条 年金の種類

3. 年金および死亡給付金の支払

- 第9条 年金および死亡給付金の支払
- 第10条 年金および死亡給付金の支払に関する補則
- 第11条 年金の一括払
- 第12条 年金の継続支払
- 第13条 年金支払開始日における年金原資額の一時的支払
- 第14条 年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所
- 第15条 年金証書

4. 会社の責任開始期および契約日

- 第16条 会社の責任開始期および契約日

5. 保険契約の無効

- 第17条 死亡給付金不法取得目的による無効
- 第18条 詐欺による無効

6. 告知

- 第19条 告知

7. 保険契約の解除

- 第20条 重大事由による解除

8. 解約および解約返還金

- 第21条 解約
- 第22条 解約返還金

9. 基本保険金額の減額

- 第23条 基本保険金額の減額

10. 年金の種類および年金支払期間の変更

- 第24条 年金の種類の変更
- 第25条 年金支払期間の変更

11. 年金受取人および死亡給付金受取人

- 第26条 年金受取人の変更
- 第27条 後継年金受取人の指定または変更
- 第28条 死亡給付金受取人の指定または変更

12. 保険契約者

- 第29条 保険契約者の変更
- 第30条 保険契約者の住所の変更

13. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

- 第31条 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

14. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

- 第32条 年齢の計算
- 第33条 契約年齢および性別の誤りの処理

15. 契約者配当金

- 第34条 契約者配当金

16. 時効

- 第35条 時効

17. 被保険者の業務、転居および旅行

- 第36条 被保険者の業務、転居および旅行

18. 管轄裁判所

- 第37条 管轄裁判所

19. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

- 第38条 死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

20. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

- 第39条 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

年金原資保証型変額個人年金保険普通保険約款

(平成21年4月1日改正)

(この保険の概要)

この保険は、年金支払開始日の前日までの特別勘定の運用実績により増減する積立金額または基本保険金額に運用期間ごとに定める率を乗じた金額のいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定める仕組の年金保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 年金

(ア) 確定年金の場合

年金支払開始日以後、年金支払期間中被保険者が生存している限り年金を支払います。ただし、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余年金支払期間の未払年金の現価を支払います。

(イ) 保証期間付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、保証期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、残余保証期間の未払年金の現価を支払います。

(ロ) 死亡時保証金額付終身年金の場合

年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り、終身にわたって年金を支払います。ただし、被保険者が死亡したときは、年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額を支払います。

(2) 死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1. 特別勘定および積立金

(特別勘定)

第1条 会社は、年金原資保証型変額個人年金保険契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。

2. 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、年金原資保証型変額個人年金保険契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。

3. 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

4. 年金支払開始日以後は、特別勘定による資産の運用はしません。

(特別勘定群および特別勘定群に含まれる特別勘定の種類)

第2条 会社は、1または2以上の特別勘定からなる特別勘定群を1または2以上設定します。

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、特別勘定群を1つ指定することを要します。

3. 前項の規定により指定した特別勘定群に含まれない特別勘定について、次条の規定による特別勘定の指定はできません。

4. 特別勘定群に含まれる特別勘定の種類は会社が別に定めるとおりとし、それぞれの種類につき1または2以上の特別勘定を設定することがあります。

(特別勘定の指定)

第3条 保険契約者は、保険契約の締結の際、特別勘定で運用される保険料を繰り入れるべき特別勘定を1つ指定することを要します。

2. 保険契約者は、前項の規定により指定した特別勘定を変更することはできません。

(積立金)

第4条 積立金とは、特別勘定資産のうちこの保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、その特別勘定資産の運用実績により増減します。

(特別勘定の廃止に伴う積立金の移転)

第5条 特別勘定資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合には、会社は、その特別勘定を廃止することがあります。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、廃止される特別勘定を指定している保険契約者に特別勘定を廃止する日（以下本項において「廃止日」といいます。）の2か月前までにつぎに定める事項を通知します。
 - (ア) 廃止される特別勘定とその廃止日
 - (イ) 廃止される特別勘定から積立金を移転する先の会社の定める特別勘定
- (2) 会社は、廃止日に、廃止される特別勘定の積立金を前号(イ)の会社の定める特別勘定に移転します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

2. 用語の意義、年金額および年金の種類

(用語の意義)

第6条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「基本保険金額」

「基本保険金額」とは、死亡給付金を支払う場合および次条の規定により年金原資保証金額を定める場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者の申出によって定めた金額をいい、これと同額の金額をこの保険契約の一時払保険料とします。ただし、保険契約の締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
- (2) 「年金支払開始日」

「年金支払開始日」とは、被保険者の年齢が年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
- (3) 「年金支払日」

「年金支払日」とは、第1回の年金については年金支払開始日をいい、第2回以後の年金については、年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。
- (4) 「運用期間」

「運用期間」とは、契約日から年金支払開始日の前日までの期間をいい、運用期間の変更は取り扱いません。

(年金額)

第7条 年金額は、会社の定める方法により、つぎの各号の金額のうちいずれか大きい金額（以下「年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日における会社の定める率により計算した金額とします。

- (1) 年金支払開始日の前日末における積立金額
- (2) 年金支払開始日の前日末における基本保険金額に、運用期間ごとに定めたつぎの率を乗じた金額（円未満の端数については、切り上げて1円単位とします。以下「年金原資保証金額」といいます。）

運用期間	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	100%	101%	102%	103%	104%	105%	106%	107%	108%	109%	110%

2. 会社は、前項の規定により計算された年金額を年金受取人に書面によって通知します。
3. 年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を年金支払開始日に保険契約者に支払います。この場合、年金原資額は、第1項に定める年金原資額からその支払額を差し引いた金額に改めます。
4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行わず、保険契約は、年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、会社は、年金原資額を保険契約者に支払います。
 - (1) 年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たないとき。

(年金の種類)

第8条 この保険契約の年金の種類はつぎのとおりとし、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 確定年金

- (2) 保証期間付終身年金
- (3) 死亡時保証金額付終身年金

3. 年金および死亡給付金の支払

(年金および死亡給付金の支払)

第9条 この保険契約において支払う年金および死亡給付金は、つぎのとおりです。

年金の種類・死亡給付金	支払額	受取人	年金・死亡給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても年金・死亡給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
年金	確定年金	年金受取人	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	——
			被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
	保証期間付終身年金		被保険者が年金支払日に生存しているとき	——
			被保険者が年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	
	死亡時保証金額付終身年金		被保険者が年金支払日に生存しているとき	——
			年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間（以下「死亡時保証期間」といいます。）中に、被保険者が死亡したとき	
死亡給付金	被保険者が死亡した日末の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額	死亡給付金受取人	被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡給付金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱

(年金および死亡給付金の支払に関する補則)

第10条 年金受取人は保険契約者または被保険者とし、保険契約の締結の際、保険契約者が指定するものとし、ます。

2. 年金受取人が被保険者で、前条の規定により、未払年金の現価または死亡時保証金額を支払う場合には、第27条（後継年金受取人の指定または変更）の規定により定める後継年金受取人に支払います。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 年金の種類が死亡時保証金額付終身年金の場合で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたことによって、年金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日に年金の一括払が行なわれた場合の支

払額と同額の返還金を年金受取人に支払います。

5. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日末の積立金額を保険契約者（第3号の場合は死亡給付金受取人）に支払います。
 - (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (3) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
6. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡給付金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日末の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
7. 死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときは、死亡給付金の残額を他の死亡給付金受取人に支払います。
8. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した日末の積立金額を下回りません。

（年金の一括払）

- 第11条 年金受取人は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間の将来の年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余年金支払期間の未払年金の現価とし、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。
2. 年金受取人は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、残余保証期間の未払年金の現価とします。
 3. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - (2) 年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。
 4. 年金受取人は、死亡時保証金額付終身年金においては、年金支払開始日以後死亡時保証期間中の最後の年金支払日前に限り、死亡時保証期間中の将来の年金の全部の支払にかえて、残余死亡時保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、責任準備金のうち残余死亡時保証期間の年金の支払のために積み立てている部分に相当する額とします。
 5. 前項の規定により、年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 死亡時保証期間経過後、毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。
 - (2) 年金の一括払が行なわれた後、残余死亡時保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

（年金の継続支払）

- 第12条 年金受取人は、確定年金において、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。
2. 前項の場合、残余年金支払期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。
 3. 年金受取人は、保証期間付終身年金において、年金支払開始日以後被保険者が死亡したことにより、残余保証期間の未払年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、年金の継続支払を請求することができます。
 4. 前項の場合、残余保証期間中の年金支払日に年金を継続して支払い、保証期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める年金の一括払の請求があったときは、保険契約は年金の一括払を行なったときに消滅します。

（年金支払開始日における年金原資額の一時支払）

- 第13条 年金受取人は、年金の種類が確定年金で年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第9条（年金および死亡給付金の支払）に定める年金の全部の支払にかえて、年金原資額の一時支払を請求することができます。
2. 前項の場合、会社は、年金原資額を年金受取人に一時に支払い、保険契約はその支払を行なったときに消滅します。
 3. 年金原資額の一時支払の支払時期および支払場所については、次条の規定を準用します。

（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 第14条 年金または死亡給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた年金または死亡給付金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、年金または死亡給付金を請求してください。
 3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行なうことがあります。
 4. 年金または死亡給付金は、事実の確認のため特に時日を要する場合のほか、その請求に必要な書類が会社の本社に到着した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。
 5. 保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで年金または死亡給付金を支払いません。

（年金証書）

- 第15条 会社は、第1回の年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に交付します。

4. 会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

- 第16条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
 - ……一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
 - ……一時払保険料充当金を受け取った時
2. 会社は、前項の規定により会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）から起算して8日後となる日または会社が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。この場合、会社は、保険契約申込書を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日から起算して2営業日以内に、保険契約の申込の諾否を決定します。
 3. 契約日は、会社が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日とし、契約年齢は、この日を基準として計算します。
 4. 責任開始日から契約日の前日までの間に、死亡給付金の支払事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、第1項の責任を開始する日を契約日として、保険契約上の責任を負います。この場合、第9条（年金および死亡給付金の支払）の規定にかかわらず、死亡給付金の支払額は基本保険金額とします。
 5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険証券の交付をもって承諾の通知にかえることがあります。

5. 保険契約の無効

（死亡給付金不法取得目的による無効）

- 第17条 保険契約者が死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(詐欺による無効)

第18条 保険契約の締結に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

6. 告知

(告知)

第19条 会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知ならびに会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

7. 保険契約の解除

(重大事由による解除)

第20条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または死亡給付金の受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じ。）を詐取する目的もしくは他人に死亡給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 死亡給付金の請求に関し、死亡給付金の受取人に詐欺行為があった場合
- (3) その他保険契約を継続することを期待しえない前2号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2. 会社は、死亡給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡給付金を支払いません。また、すでに死亡給付金を支払っていたときは、死亡給付金の返還を請求します。

3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡給付金の受取人に通知します。

4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日末の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日末の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

8. 解約および解約返還金

(解約)

第21条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

(解約返還金)

第22条 解約返還金額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約日」といいます。）末の積立金額から、解約日の基本保険金額に契約日から解約日までの年数（以下「経過年数」といいます。）に応じて定めつつぎの解約控除率を乗じて得た金額を差し引いた金額とします。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第14条（年金および死亡給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

9. 基本保険金額の減額

(基本保険金額の減額)

- 第23条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
2. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。この書類を会社が受け付けた日を減額の効力発生日（以下「減額日」といいます。）とします。
 3. 第1項の規定により基本保険金額を減額したときは、積立金額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の基本保険金額と積立金額の割合は、減額前の基本保険金額と積立金額の割合と同一とします。
 4. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したのものとして取り扱い、前条第1項および第3項の規定を準用します。
 5. 本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

10. 年金の種類および年金支払期間の変更

(年金の種類の変更)

- 第24条 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金の種類を変更することができます。
2. 年金の種類の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 本条の規定により、年金の種類の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

(年金支払期間の変更)

- 第25条 保険契約者は、年金の種類が確定年金の場合には、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲で、年金支払期間を変更することができます。
2. 年金支払期間の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 本条の規定により、年金支払期間の変更が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

11. 年金受取人および死亡給付金受取人

(年金受取人の変更)

- 第26条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。
2. 年金支払開始日以後に、前項の規定により年金受取人が変更された場合には、変更後の年金受取人は保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
 3. 第1項の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 4. 第1項の変更は、保険証券または年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(後継年金受取人の指定または変更)

- 第27条 保険契約者またはその承継人は、被保険者および会社の同意を得て、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の一切の権利義務を承継する者（以下「後継年金受取人」といいます。）を指定または変更することができます。
2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 3. 第1項の指定または変更は、保険証券または年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
 4. つぎの各号のいずれかに該当する場合は、後継年金受取人が新たな年金受取人となるものとし、その後

継年金受取人はその死亡した年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

(1) 年金受取人が年金支払開始日以後に死亡したとき。

(2) 年金支払開始日前に年金受取人が死亡した場合で、年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更が行なわれていない間に年金支払開始日が到来したとき。

5. 前項各号の場合で、後継年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継年金受取人が指定されていないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人（前項第2号に該当する場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人で年金支払開始日に生存している者）を後継年金受取人とし、前項の規定を適用します。

6. 前2項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

7. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継年金受取人が故意に年金受取人を死亡させたときは、その者は後継年金受取人としての取扱を受けることはできません。

（死亡給付金受取人の指定または変更）

第28条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を指定または変更することができます。

2. 前項の指定または変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 第1項の指定または変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

4. 死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更が行なわれていない間に死亡給付金の支払事由が生じたときは、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡給付金の支払事由の発生時に生存している者を死亡給付金受取人とします。

5. 前項により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

12. 保険契約者

（保険契約者の変更）

第29条 保険契約者またはその承継人は、年金支払開始日前に限り、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 第1項の承継をしたときは、保険証券に表示します。

4. 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金支払開始日に保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

（保険契約者の住所の変更）

第30条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

13. 保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者

（保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人の代表者）

第31条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

4. 年金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

5. 死亡給付金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

14. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第32条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であった場合で、その事実が発見された時すでに年金の支払が開始されているときは、実際の年齢に基づいて年金額を改め、すでに支払われた年金に不足分があればその額を年金受取人に支払い、超過分があれば年金からその額を差し引きます。

(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

15. 契約者配当金

(契約者配当金)

第34条 この保険契約には契約者配当金はありません。

16. 時効

(時効)

第35条 年金または死亡給付金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間請求がない場合には消滅します。

17. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第36条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

18. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第37条 この保険契約における年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または年金もしくは死亡給付金の受取人(年金または死亡給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

19. 死亡給付金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡給付金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第38条 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の給付金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく

死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、死亡退職金等の受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

20. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

（特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱）

第39条 会社は、戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日（以下「取引停止日」といいます。）から売買ができることとなった日（以下「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、その売買できない特別勘定についてつぎの各号のとおり取り扱います。

（1）第16条（会社の責任開始期および契約日）の取扱

（ア）取引停止期間中は、会社は、保険契約の申込の受付を行わず、すでに受け付けていた場合でも、その保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。

（イ）取引停止日前に保険契約の申込を受け付けていた場合でも、契約日が取引停止期間中となるときは、その保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。

（2）第21条（解約）の場合の第22条（解約返還金）の取扱

（ア）取引停止期間中に、解約に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日を解約日として、その日に解約されるものとします。

（イ）前（ア）にかかわらず、取引再開日までに保険契約者から解約の中止の申出があった場合には、解約の請求がなかったものとして取り扱います。

（3）第23条（基本保険金額の減額）の取扱

（ア）取引停止期間中に、基本保険金額の減額に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日を減額日として、その日に減額されるものとします。

（イ）前（ア）にかかわらず、取引再開日までに保険契約者から基本保険金額の減額の中止の申出があった場合には、減額の請求がなかったものとして取り扱います。

2. 会社は、前項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

別表1 請求書類

(1) 年金、死亡給付金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の年金(年金支払開始日における年金原資額の一時支払を含みます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第2回以後の年金(死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときを除きます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	第2回以後の年金(死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときに限ります。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
4	年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
5	死亡給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書(ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書) (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡給付金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	基本保険金額の減額	(1) 会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	年金の種類の変更	(1) 会社所定の年金の種類の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	年金支払期間の変更	(1) 会社所定の年金支払期間の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	死亡給付金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
7	年金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は変更前の年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
8	後継年金受取人の指定または変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書（年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書） (3) 保険証券（年金支払開始日以後は年金証書）
<p>(注) 1. 上記の書類は、会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。</p> <p>2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</p>		

運用期間中年金支払移行特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結
- 第3条 特約年金額の計算
- 第4条 特約年金の種類
- 第5条 特約年金の支払
- 第6条 特約年金の一括払
- 第7条 特約年金の継続支払

- 第8条 特約年金の請求
- 第9条 特約年金受取人
- 第10条 後継特約年金受取人
- 第11条 年齢の計算
- 第12条 解約の取扱
- 第13条 主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱
- 第14条 主約款の規定の準用

運用期間中年金支払移行特約条項

(平成20年4月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）について、その運用期間中に年金支払に移行することを目的としたものです。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 「特約年金支払開始日」
「特約年金支払開始日」は、会社がこの特約の付加の申込を受け付けた日の翌日とします。
- (2) 「特約年金支払日」
「特約年金支払日」とは、第1回の特約年金については特約年金支払開始日をいい、第2回以後の特約年金については、特約年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(特約の締結)

第2条 保険契約者は、主契約の契約日から起算して1年以上経過している場合で、年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

- 2. 特約年金支払開始日以後は、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 特別勘定による資産の運用はしません。
 - (2) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める年金および死亡給付金はありません。
- 3. つぎの各号の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
 - (1) 次条の規定により計算される特約年金額が、会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 特約年金の種類が確定年金の場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額に満たないとき。

(特約年金額の計算)

第3条 前条の規定によりこの特約を締結したときは、会社の定める方法により、特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額（以下「特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日における会社の定める率により特約年金額を定めます。

- 2. 特約年金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、特約年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約年金支払開始日に保険契約者に支払います。この場合、特約年金原資額は、第1項に定める特約年金原資額からその支払額を差し引いた金額に改めます。

(特約年金の種類)

第4条 特約年金の種類はつぎのとおりとし、特約締結の際、会社の定める範囲で、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 確定年金
- (2) 保証期間付終身年金
- (3) 死亡時保証金額付終身年金

(特約年金の支払)

第5条 特約年金は、前条の規定により保険契約者が指定した特約年金の種類に応じて、つぎのとおり支払います。

特約年金の種類	支払額	受取人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても特約年金を支払わない場合
確定年金	特約年金額	特約年金受取人	被保険者が年金支払期間中の特約年金支払日に生存しているとき	——
	残余年金支払期間の未払特約年金の現価		被保険者が年金支払期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき	
保証期間付終身年金	特約年金額		被保険者が特約年金支払日に生存しているとき	——
	残余保証期間の未払特約年金の現価		被保険者が保証期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき	
死亡時保証金額付終身年金	特約年金額		被保険者が特約年金支払日に生存しているとき	——
	特約年金原資額からすでに支払われた特約年金の合計額を差し引いた金額（以下「死亡時保証金額」といいます。）		特約年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる特約年金の合計額が初めて特約年金原資額以上となる特約年金支払日の前日までの期間（以下「死亡時保証期間」といいます。）中に、被保険者が死亡したとき	

2. 特約年金受取人が被保険者で、前項の規定により、未払特約年金の現価または死亡時保証金額を支払う場合には、第10条（後継特約年金受取人）の規定により定める後継特約年金受取人に支払います。

3. 特約年金の種類が死亡時保証金額付終身年金の場合で、特約年金受取人が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約年金が支払われないときは、会社は、被保険者が死亡した日に特約年金の一括払が行なわれた場合の支払額と同額の返還金を特約年金受取人に支払います。

(特約年金の一括払)

第6条 特約年金受取人は、確定年金においては、年金支払期間の最後の特約年金支払日前に限り、将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、未払特約年金の現価とし、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

2. 特約年金受取人は、保証期間付終身年金においては、保証期間中の最後の特約年金支払日前に限り、保証期間中の将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余保証期間の未払特約年金の一括払を請求すること

ができます。この場合の支払額は、保証期間中の未払特約年金の現価とします。

3. 前項の規定により、特約年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保証期間経過後、毎年の特約年金支払日に被保険者が生存しているときは、特約年金を継続して支払います。
 - (2) 特約年金の一括払が行なわれた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 特約年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。
4. 特約年金受取人は、死亡時保証金額付終身年金においては、死亡時保証期間中の最後の特約年金支払日前に限り、死亡時保証期間中の将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余死亡時保証期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、責任準備金のうち残余死亡時保証期間の特約年金の支払のために積み立てている部分に相当する額とします。
5. 前項の規定により、特約年金の一括払が行なわれたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 死亡時保証期間経過後、毎年の特約年金支払日に被保険者が生存しているときは、特約年金を継続して支払います。
 - (2) 特約年金の一括払が行なわれた後、残余死亡時保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に保険契約は消滅します。
 - (3) 特約年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

(特約年金の継続支払)

- 第7条 特約年金受取人は、確定年金において、被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。
2. 前項の場合、残余年金支払期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。
 3. 特約年金受取人は、保証期間付終身年金において、被保険者が死亡したことにより、保証期間中の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。
 4. 前項の場合、残余保証期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、保証期間の満了時に保険契約は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

(特約年金の請求)

- 第8条 特約年金を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
2. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行なうことがあります。

(特約年金受取人)

- 第9条 特約年金受取人は、主契約の年金受取人とします。
2. 特約年金受取人の変更については、主約款に定める年金受取人の変更に関する規定を準用します。

(後継特約年金受取人)

- 第10条 後継特約年金受取人は、主契約の後継年金受取人とします。
2. 後継特約年金受取人の指定または変更については、主約款に定める後継年金受取人の指定または変更に関する規定を準用します。

(年齢の計算)

- 第11条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。
- (1) 特約年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、特約年金支払開始日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
 - (2) 特約年金支払開始日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、特約年金支払日ごとに1歳を加えて計算します。

(解約の取扱)

第12条 この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約はできません。

(主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)

第13条 会社は、戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって主契約の特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間中、この特約の付加の申込の受付を行わず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。

2. 会社は、前項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

(主約款の規定の準用)

第14条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 保険証券
2	第2回以後の特約年金（死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときを除きます。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
3	第2回以後の特約年金（死亡時保証金額付終身年金の場合で被保険者が死亡したときに限ります。）	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 特約年金受取人の戸籍抄本 (5) 特約年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
4	特約年金の継続支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 特約年金受取人の戸籍抄本 (4) 特約年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書

(注) 1. 上記の書類は、会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

死亡給付金の年金払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約年金の支払
- 第3条 特約年金の支払に関する補則
- 第4条 特約年金の現価の一時支払
- 第5条 特約年金の請求、支払時期および支払場所
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の解約

- 第8条 特約の返還金
- 第9条 特約の消滅とみなす場合
- 第10条 特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱
- 第11条 特約年金の支払回数の変更
- 第12条 主約款の規定の準用
- 第13条 年金原資保証型変額個人年金保険等に付加した場合の特則

死亡給付金の年金払特約条項

(平成21年4月1日改正)

(この特約の概要)

この特約は、死亡給付金について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1)「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第2項の規定により定められた金額をいいます。ただし、第11条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数に変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第2項の規定により定められた金額をいいます。

(2)「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

(特約年金の支払)

第2条 会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡給付金が支払われることとなるときは、死亡給付金の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。

2. 前項の場合、会社の定める方法により、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金（主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金の支払事由に該当した後に支払われた規則的引出金があるときは、死亡給付金からその規則的引出金を差し引きます。）の額（以下「死亡給付金額」といいます。）をもとに、死亡給付金の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

3. 前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金額のうちその特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

4. 特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数（特約年金受取人が2人以上であるときは、すべての特約年金受取人について同一とします。）とします。ただし、特約の締結後にその回数に変更されたときは、変更後の回数とします。

5. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。

- (1) 第1回の特約年金
主契約の死亡給付金の支払事由が生じた日
- (2) 第2回以後の特約年金
第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

(特約年金の支払に関する補則)

第3条 特約年金受取人は、主契約の死亡給付金受取人とします。ただし、死亡給付金受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させた場合は、その主契約の死亡給付金受取人を除きます。

2. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。）は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。
3. 特約年金受取人は、死亡給付金の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。）の支払を請求することができます。
4. 前項の場合、会社が、死亡給付金を支払ったときは、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の現価の一時支払)

第4条 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第1回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。
3. 前項の請求を受けた場合、会社が必要と認めるときは、事実の確認を行なうことがあります。
4. 会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。
5. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
7. 主約款に定める死亡給付金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の解約)

第7条 保険契約者は、主契約の死亡給付金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

(特約の返還金)

第8条 この特約に対する解約返還金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第9条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
- (2) 主契約の年金支払開始日が到来したとき。

(特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱)

第10条 特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金の支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

(特約年金の支払回数の変更)

第11条 保険契約者は、主契約の死亡給付金の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、第2条（特約年金の支払）第2項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により特約年金額を計算します。
3. 前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。ただし、会社の定める金額に満たない特約年金を受け取るべき特約年金受取人が2人以上である場合、その特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき新たに計算した金額のいずれかが会社の定める金額以上となるときは、前項の支払回数の変更を取り扱います。
4. 本条の規定により特約年金の支払回数を変更する場合、特約年金受取人が2人以上のときは、すべての特約年金受取人について、変更後の特約年金の支払回数は同一とします。
5. 特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者（主契約の死亡給付金の支払事由発生後は特約年金受取人として）は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときで、第2項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

(主約款の規定の準用)

第12条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(年金原資保証型変額個人年金保険等に付加した場合の特則)

第13条 この特約を年金原資保証型変額個人年金保険、年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険または年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（09）に付加した場合で、その主契約に運用期間中年金支払移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。

別表1 請求書類

(1) 特約年金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の死亡給付金の請求書類
2	第2回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
(注) 1. 上記の書類は、会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
	特約年金の支払回数の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（主契約の死亡給付金の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 1. 上記の書類は、会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。 2. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		